

利用されず眠る著作物の価値が再発見される仕組みの創設!?

未管理著作物 裁定制度

って
なに?

2026年
春頃から
スタート



新制度誕生の背景とめざすこと

2026年に誕生する新制度「未管理著作物裁定制度」とは、今、誰からも管理されないまま、世の中に公表されている著作物が増えています。

また、そんな著作物に価値を見出し、利用を希望しながらも、「きちんとお金を払って使いたいんだけど、利用ルールも問い合わせ先も書いていないから、どこに支払ったらいいかわからない…」という声もあがっています。

そんな利用希望者が、「著作物をこう使ってほしい・使ってほしくない」といった著作権者の意思を確認するための必要な措置を取ったにもかかわらず、その意思が確認できなかった場合等に、文化庁長官が判断し(＝裁定する、といいます。)利用希望者が補償金を預けることで適法に利用ができるようにする制度です。

この制度では、著作権者もその利用ニーズがあることに気づいていなかった著作物等の利用を促し、著作権者がその利用の対価を得ることを促す仕組みになっています。

未管理著作物裁定制度の 対象になるもの

利用ルール 問合せ先なし 連絡先なし	利用ルール 問合せ先なし 連絡先あり
利用ルールや利用の問合せ先の記載がなく、連絡先も明示されていないもの	利用ルールや利用についての問合せ先の記載がないが連絡先があり、利用について問い合わせた後14日間応答がなかったもの

未管理著作物裁定制度の 対象にならないもの

利用ルールあり	「無断転載禁止」「非営利なら許諾不要で自由に利用OK」など、利用ルールが明記されているもの
利用についての問合せ先あり	「利用希望の方は～」などと利用についての問合せ先が明記されているもの
連絡先あり	連絡先があり、利用について連絡したところ応答があったものなど
集中管理されている	管理団体による集中管理(※)がされているもの

制度活用イメージ

1

文化庁サイトで、自分が昔アップした犬と猫のイラストが裁定を受けて利用されていることを発見。

2

(ニーズがあると思わず利用ルールも連絡先も示してなかった…)
文化庁に申し出て裁定を取り消してもらい、今までの分の利用料を受け取れた!

3

利用者とやり取りをして、犬のイラストは今後も使い続けて欲しいから、これからも利用料を払ってもらうことに!
ただ、猫のイラストはもう利用されたくないから、利用を停止してもらうことにした!

4

自分の著作物を使いたいというニーズがあることを知れたし、適切な利用料も受け取れてよかった! 自分がせっかく作ったコンテンツだし、これからはその使い方や利用についての問合せ先も一緒に伝えよう。

1

故郷の昔の風景の写真を個人のブログで発見した!

2

自分が作ったデジタル俳句集の表紙に使いたいけれど、見つけたメールアドレスに連絡しても返信がない…

3

文化庁に裁定してもらって速やかにデジタル俳句集がリリースできた!

4

著作権者から「ご自由にってください」と連絡があり、引き続き使えることに!
著作権者さんも裁定は取消にして、これまでの利用料を受け取れたみたい!

用語解説

※**裁定**とは…法律上の要件を満たす場合に、文化庁長官が、著作物の利用を認める決定をすること。

※**集中管理**とは…著作権等の管理を行う事業者(著作権等管理事業者として文化庁に登録している者)が、著作権者等からの委託を受け、著作物等の利用許諾や、徴収した利用料の著作権者等への分配を行うこと。

未管理著作物裁定制度 利用希望～裁定、利用までの流れ

1

利用希望者が、利用ルールや著作権者の連絡先などを探索

- ・ 著作権者の利用ルールや連絡先が示されていない
- ・ 見つけた著作権者の連絡先に連絡をしても 14 日間応答がない

2

利用希望者が、文化庁に裁定を申請

3

文化庁が審査し、裁定をした場合、裁定実績と著作物に関する情報をサイトへ掲載（公開）

4

利用希望者が補償金を支払って、利用スタート

その後、連絡に気づいたり、サイトをみて著作権者から連絡をすれば、遡って補償金から利用料を受け取ったり、その後の利用を止めたりもできる

Q & A

よくあるご質問

Q 全ての著作物が裁定の対象ですか？

いいえ、違います。**利用についての著作権者の意思を確認したが、確認ができなかった著作物のみが対象です。**集中管理されている著作物や、利用の可否や利用についての問合せ先が著作物の周辺（CD のパッケージ、書籍の奥付、動画の概要欄など）や著作権者の HP などを書いてある著作物は対象外です。

Q 利用希望者から利用問合せのメールがきて 14 日間応答できないと、権利を失いますか？

いいえ、**権利が失われることはありません。**本制度は、**著作権者の意思が確認できない著作物について、利用希望者が希望する利用のみを認めるものです。**なお、裁定を受けた後、利用希望者は時限的に利用許諾を受けた場合と同じように著作物を利用できますが、著作権者は後から裁定の取り消しを申し出ることができますし、その間の利用料も遡って受け取れます。また、裁定されないために必要なのは、14 日以内に「検討するから待ってほしい」等、著作権者から何らかの応答をすることのみです。この期間内に利用可否や条件まで回答する必要はありません。

Q 著作権者にどんなメリットがありますか？

利用希望者が申請し裁定されたことが広く公表されるため、これまで気づかれていなかった**作品の有償での二重に気づく**ことができます。また、裁定により利用されたことに気づいた場合でも**後から利用料を受け取る**こともできますし、利用希望者と著作権者が改めて直接交渉をして、**新規契約の機会創出**につなげてもらうこともできます。

Q 裁定されたら、ずっとそのまま使われてしまいますか？

いいえ、**著作権者は文化庁に請求することで利用を停止させることができます。**その後の利用については、著作権者の意向次第で、利用を完全に終了させることも、利用条件や利用料を協議したうえで利用を継続させることも可能です。
※著作権者から請求があった場合、著作権者の本人確認など必要な手続を経た上で、利用が停止されます。

Q 裁定されたら、無償で使われてしまいますか？

いいえ、利用者は、利用の対価として、通常の一般的な相場の利用料に相当する額の補償金を支払う必要があり、**著作権者は補償金から利用料を受け取ることができます。**また、補償金は国が指定した機関等が利用者から事前に預かるため、利用料が支払われないといった心配もありません。

問い合わせ先

詳しくは文化庁ホームページを御覧ください。



文化庁

Agency for Cultural Affairs, Government of Japan